

議案第八十二号

原子力災害の損害賠償等に関する責任ある対応を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年八月十二日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

東日本大震災復興旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

小野

京子

(別紙)

原子力災害の損害賠償等に関する責任ある対応を求める意見書

原子力損害賠償紛争審査会による「指針」により自主的避難等対象区域とされた本市においては、東京電力福島第一原子力発電所事故により、多数の市民が被害を受け、事故から三年を経過した現在も放射能への不安や苦痛の中での生活を余儀なくされている。

また、原子力災害による被害は、いまだ収束の目途は立たず、本市においては、五千人以上の市民が自主的に避難をし、また放射能への不安からの精神的な苦痛が、様々な形で続いている中で、多数の市民についてごくわずかの期間しか精神的損害は認められておらず、本市に係る自治体の損害賠償についても、十分な対応が行われていない。

よって、国においては、原子力政策を国策として推進してきた責任のもと、原子力災害の損害賠償等に関する次の事項について、責任ある対応を行うよう強く求める。

- 一 東京電力に対して、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重するよう指導すること
 - 二 東京電力に対して、原子力災害に係る全ての損害に対し、原子力災害が完全に収束するまでの間、賠償を継続し、あわせて原子力災害の早期収束を図るよう指導すること
 - 三 東京電力に対して、個人や事業主が除染実施計画に準じ、独自に実施した全ての除染費用についても賠償の対象とし、自主的な避難等に係る賠償については、それぞれの実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行うことに加え、全ての被害者が確実に賠償されるよう未請求者への周知等について適切に対応するよう指導すること
 - 四 東京電力に対して、市民の安全安心を守るための様々な費用や地域復興のために要した費用及び普通税・目的税の減収分については、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係が当然認められ、原子力災害に起因するものであり、さらに税の減収分については、「指針」における「特段の事情」があるものとして、本市が請求している全額について、迅速かつ確実に賠償を行うよう指導すること
 - 五 全ての被害者への賠償が、迅速かつ確実に行われるよう「指針」の追加、見直しを適宜行うことに加え、本市復興と被害者一人一人が原子力災害以前の生活を取り戻すために必要な各種施策を講じること
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 佐 藤 一 好

興大
産業
院
議院
議院
議院
議院

あて

(提案理由)
国に対し、

議案第八十三号

精神的損害の一律的な賠償の継続を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年八月十二日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

小野

京子

(別紙)

精神的損害の一律的な賠償の継続を求める意見書

東京電力においては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針追補を受け、自主的避難等対象区域とされた本市等の妊婦を除く大人に対し、平成二十三年四月二十二日までの一律的な賠償分として、八万円の精神的損害等に対する賠償を行った。

その後、追加的費用等に対する賠償として、妊婦を除く大人に対しては四万円の賠償を支払うとされたが、この四万円の中に精神的損害に対する賠償は含まれておらず、初期の混乱期とされる平成二十三年四月二十二日までが、精神的損害の賠償の対象であり、また、妊婦と十八歳以下の子どもについても、平成二十四年八月三十一日までを精神的損害等に関する賠償の対象とし、それ以降、いわゆる精神的損害に関する一律的な賠償については行われていない。

本市議会の調査においても、市民の精神的苦痛の存在は認めつつも、「一律定額の賠償については、平成二十四年八月末で終了し、以降の賠償については、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係が認められる原子力損害が発生している場合について、個別の事情を伺い対応する」との見解が東京電力から示されたところである。

しかしながら、現在においても市民は、低線量被曝におびえ、精神的苦痛や不安を感じている中での生活を強いられており、こうした状況は、精神的損害が現在も継続していることにほかならず、一種の継続的な不法行為を受けているといえるものである。

よって、国においては、原子力政策を国策として推進してきた責任のもと、本市を含む自主的避難等対象区域における住民のいまだに続く精神的損害について、個別具体的な事情による損害の賠償はもとより、原子力災害に起因する損害として一律的な賠償の継続を、原子力損害賠償紛争審査会における「指針」に明記し、東京電力に対してはその実施について指導するよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 佐藤 一 好

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	文部科学大臣	経済産業大臣	復興大臣
			あて		

(提案理由)

国に対し、本市を含む自主的避難等対象区域において精神的損害の一律的な賠償の継続を求めるため本意見書を提出する。

議案第八十四号

原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準及び和解事例の「指針」への反映と
和解仲介案が尊重される制度の構築を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年八月十二日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

小野

京子

(別紙)

原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準及び和解事例の「指針」への反映と 和解仲介案が尊重される制度の構築を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故から三年を経過した現在も、多数の市民が放射能への不安や苦痛の中での生活を余儀なくされている。

そうした中で、原子力損害賠償紛争解決センターは、多くの申立てに共通する問題点に関して一定の基準を示す総括基準を策定し、あわせて、損害賠償が迅速かつ適切に行われることに資するために和解事例を公表している。こうした総括基準や和解事例が、賠償すべき損害として類型化した原子力損害賠償紛争審査会の「指針」に反映されれば、東京電力福島第一原子力発電所事故の多数の被害者に対する、混乱や不公平感を減ずることとなり、また、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てを行っていない被害者に対しても、賠償の範囲が明確となる。

さらに、東京電力においては、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案の一部を拒否し、あるいは、回答期限を延長しているが、こうした対応は、本市議会の調査において招致した、東京電力の参考人の「新・総合特別事業計画における三つの誓い」の中に掲げた、和解仲介案の尊重を全社挙げて取り組む」との見解に反している。

よって、国においては、原子力政策を国策として推進してきた責任のもと、被害を受けた全ての市民が、迅速かつ完全に賠償がなされるよう次の事項について必要な措置を講じるよう強く要望する。

一 原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準や和解事例について、原子力損害賠償紛争審査会において、具体的かつ明確に「指針」に反映させること

二 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案が尊重される制度を構築すること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 佐 藤 一 好

衆議院議長 長
参議院議長 長
内閣総理大臣 大
文部科学大臣 大
経済産業大臣 大
復興大臣 臣

あて

(提案理由)

国に対し、被害を受けた全ての市民が、迅速かつ完全に賠償がなされるよう原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準及び和解事例の「指針」への反映と和解仲介案が尊重される制度の構築を求めるため本意見書を提出する。

議案第八十五号

原子力災害の損害賠償に関する責任ある対応を求める決議提出の件

本議案を、福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年八月十二日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

小野

京子

(別紙)

原子力災害の損害賠償に関する責任ある対応を求める決議

原子力災害による被害が、いまだ収束の目途が立たない中、本市においては多くの市民が、放射能への不安や苦痛の中で生活を余儀なくされており、こうした状況は、東京電力による一種の継続的な不法行為といえるものである。

しかしながら、原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解仲介案について、東京電力が拒否する事例も見受けられ、こうした対応はADRの実効性の低下や形骸化を招くものであり、また、多数の市民についてごくわずかの期間しか精神的損害は認められておらず、本市に係る自治体の損害賠償についても、十分な対応が行われていないことは、誠に遺憾である。

原子力災害の損害賠償に関し責任ある対応が求められるこれらの状況に鑑み、

一 原子力損害賠償紛争審査会の「指針」は、賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重すべきである

二 原子力災害に係る全ての損害に対し、原子力災害が完全に収束するまでの間、賠償を継続し、あわせて原子力災害の早期収束を図るべきである

三 個人や事業主が除染実施計画に準じ、独自に実施した全ての除染費用についても賠償の対象とし、自主的な避難等に係る賠償については、それぞれの実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行うことに加え、全ての被害者が確実に賠償されるよう未請求者への周知等について適切に対応すべきである

四 市民の安全安心を守るための様々な費用や地域復興のために要した費用及び普通税・目的税の減収分については、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係が当然認められ、原子力災害に起因するものであり、さらに税の減収分については、「指針」における「特段の事情」があるものとして、本市が請求している全額について、迅速かつ確実に賠償を行うべきである

五 本市を含む自主的避難等対象区域における住民のいまだに続く精神的損害については、個別具体的な事情による損害の賠償はもとより、原子力災害に起因する損害として、一律的な賠償を継続すべきである
以上、決議する。

平成 年 月 日

福島市議会

(提案理由)

原子力災害の損害賠償に関し、原因者の責任ある対応を求めるため本決議を提出する。